

岩手県知事部局行政組織規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県知事部局行政組織規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する規程(昭和38年岩手県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>環境生活部若者女性協働推進室</u>に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 <u>環境生活部若者女性協働推進室</u>に勤務し、旅券事務に従事する職員は、<u>若者女性協働推進室長</u>の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に、<u>若者女性協働推進室長</u>の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(<u>政策地域部国際室</u>に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 <u>政策地域部国際室</u>に勤務し、旅券事務に従事する職員は、<u>国際室長</u>の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に、<u>国際室長</u>の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(職員安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 職員安全衛生管理規程(昭和41年岩手県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(所属長の責務)</p> <p>第2条の2 各課等(広域振興局を除く。次条及び第18条の2において同じ。)の長並びに広域振興局の各部、経営企画部地域振興センター、総務部総務センター、県税部県税センター、保健福祉環境部保健福祉環境センター、農政部又は農林部の農林振興センター、農政部農村整備センター、水産部水産振興センター及び土木部土木センター並びに県南広域振興局農政部農村整備室(以下「広域振興局各部等」という。)の長は、この訓令に定める事項を適切に実施するほか、職員の安全及び健康の確保に努めなければならない。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 広域振興局の衛生委員会は、各合同庁舎等にある<u>広域振興</u></p>	<p>(所属長の責務)</p> <p>第2条の2 各課等(広域振興局を除く。次条及び第18条の2において同じ。)の長並びに広域振興局の各部、<u>審査指導監</u>、経営企画部地域振興センター、総務部総務センター、県税部県税センター、保健福祉環境部保健福祉環境センター、農政部又は農林部の農林振興センター、農政部農村整備センター、水産部水産振興センター及び土木部土木センター並びに県南広域振興局農政部農村整備室(以下「広域振興局各部等」という。)の長は、この訓令に定める事項を適切に実施するほか、職員の安全及び健康の確保に努めなければならない。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 広域振興局の衛生委員会は、各合同庁舎等にある<u>広域振興</u></p>

<p>局の部、室及び所における法第18条第1項に定める事項を調査審議する。</p> <p>5 [略]</p>	<p>局各部等における法第18条第1項に定める事項を調査審議する。</p> <p>5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(物品調達審議委員会規程の一部改正)</p> <p>第3条 物品調達審議委員会規程(昭和47年岩手県訓令第28号)の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 用品調達基金の効率的な運用及び物品の適正かつ効率的な調達を確保するため、本庁並びに<u>広域振興局及び広域振興局経営企画部地域振興センター</u>が所管するそれぞれの区域(以下「所管区域」という。)に物品調達審議委員会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は、本庁審議会にあっては出納局管理課長、地方審議会にあっては<u>広域振興局経営企画部の入札課長若しくは支出入札課長(県南広域振興局にあっては、総務部入札課長)又は地域振興センター支出入札課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、本庁審議会にあっては財政課総括課長、管財課総括課長、出納局審査課長及び出納局指導担当課長を、地方審議会にあっては所管区域に所在する地方公所(予算規則(昭和39年岩手県規則第12号)第2条第2号に規定する地方公所をいう。)の職員で、<u>広域振興局又は広域振興局経営企画部地域振興センター</u>の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから<u>広域振興局の経営企画部長(県南広域振興局にあっては、総務部長)又は経営企画部地域振興センター</u>の所長(以下「<u>広域振興局経営企画部長等</u>」という。)が指名する職員4人以上の者をもって充てる。</p> <p>(委員長)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 委員長に事故があるときは、出納局長又は<u>広域振興局経営企画部長等</u>が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 本庁審議会の庶務は出納局において、地方審議会の庶務は<u>広域振興局の経営企画部(県南広域振興局にあっては、総務部)又は経営企画部地域振興センター</u>において処理する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 用品調達基金の効率的な運用及び物品の適正かつ効率的な調達を確保するため、本庁及び<u>広域振興局審査指導監</u>が所管するそれぞれの区域(以下「所管区域」という。)に物品調達審議委員会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は、本庁審議会にあっては出納局管理課長、地方審議会にあっては<u>広域振興局審査指導監</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、本庁審議会にあっては財政課総括課長、管財課総括課長、出納局審査課長及び出納局指導担当課長を、地方審議会にあっては所管区域に所在する地方公所(予算規則(昭和39年岩手県規則第12号)第2条第2号に規定する地方公所をいう。)の職員で、<u>広域振興局</u>の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから<u>広域振興局審査指導監</u>が指名する職員4人以上の者をもって充てる。</p> <p>(委員長)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 委員長に事故があるときは、出納局長又は<u>広域振興局審査指導監</u>が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 本庁審議会の庶務は出納局において、地方審議会の庶務は<u>広域振興局審査指導監</u>において処理する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。